第7回 軽井沢スキーバス事故対策フォローアップ会議

(「総合的な対策」の主な実施状況)

令和4年10月12日



軽井沢スキーバス事故対策検討委員会 <u>「安全・安心な貸切バスの運行を実現するた</u>めの総合的な対策」 概要

平成28年6月に、再発防止策としてとりまとめ、着実に実施中。

総合的な対策

(1)貸切バス事業者、運行管理者等 の遵守事項の強化

27項目

主な実施項目

全体 : 85/85項目 実施中

- 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化
- ・ 整備管理者向けの研修・講習の拡充

(2) 法令違反の早期是正、 不適格者の排除等

2 1 項目

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・ 使用停止車両割合の引上げ ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等(一発取消し)の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 運行官理省に対する行政処力基準の強化 ・ 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

10項目

- ・ 監査対象の重点化による国の監査業務の見直し
- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4)旅行業者、利用者等との関係強化

2 0 項目

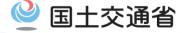
- ・下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け
- ・ ランドオペレーターに対する規制の新設

(5) ハード面の安全対策による 事故防止の促進

15項目

- ・ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・車体へのASV搭載状況表示
- 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

(1) 監査・処分の厳格化



運送事業者に対する行政処分基準の強化

監査において輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合、

- ・<u>直ちに</u>営業所の全てのバスの使用を停止するとともに、 輸送の安全確保命令を発出、
- ・さらに、当該命令に従わない場合は事業許可の取消処分

を行うこととした。

| 輸送の安全に関わる | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 計 | |
|-----------|-----|-----|-----|----|----|----|---|---|
| 重大な法令違反件数 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 6 | Į |



- ·運行管理者不在
- ·全運転者健康診断未受診
- ・全運転者に対する指導監督の未実施
- ・整備管理者不在に加え、全車両定期点検未実施

違反内容

運行管理者不在: 4件

全運転者健康診断未受診:2件

対応

平成28年12月以降に追加された主な返納命令基準(新基準)

内訳

事業許可取消処分: 1件

事業廃止: 3件

運行管理者を選任して改善: 2件

運行管理者に対する行政処分基準の強化

従前の主な返納命令基準

以下の場合、運行管理者資格者証を返納

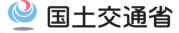
- ・自身が事業用自動車の運転の際に、酒気帯び運転、救護義務違反等を惹起
- ・運行の安全確保に関する違反の事実や挙証を隠滅、改ざん
- ・過労・酒気帯び・無免許運転、最高速度違反等を下命容認
- ・事業者が、著しい過労、全運転者健康診断未受診により30日 事業停止(※統括運行管理者のみ返納)



輸送の安全確保命令等の 命令違反 事業許可取消し 監査を実施した営業所において選任されている 全ての運行管理者の運行管理者資格者証の返納を命令 (法令違反に全く関与していない運行管理者は除く)

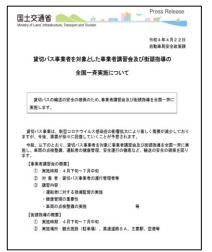
| 運行管理者資格者証の返納命令数 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|-----------------|------|-------|-------|-------|------|------|
| (うち新基準に基づく命令件数) | 3(-) | 4 (1) | 4 (2) | 8 (0) | 0(0) | 0(0) |

(2)貸切バスを対象とした講習会・街頭指導の実施



概要

徐々に需要が回復していくことが予想される貸切バス業界において、需要回復後に安全を軽視した事業が行われないよう、適切な安全対策の指導を行う観点で、国土交通省による事業者講習会及び街頭指導を全国で一斉実施。



R4.4.22 国土交通省 実施プレス

事業者講習会 概要

実施時期:4月下旬~7月中旬

対 象 者 :貸切バス事業者の運行管理者等

講習内容:・運転者に対する指導監督の実施

・健康管理の重要性

・車両の点検整備の実施等



※栃木運輸支局での講習の様子 運輸支局にて運行管理者等に 対して講習を実施

街頭指導 概要

実施時期:4月下旬~7月中旬 実施場所:観光施設(駐車場)

高速道路SA、主要駅、空港等



2016年1月 軽井沢スキーバス事故を受け 安全で安心な運行目指し指導を強化

長野運輸支局管内

※関連報道(テレビ信州) 本格的な観光シーズン前に 貸し切りバスの街頭指導を 行い、安全確保を確認

実施結果

事業者講習会: 32運輸支局にて計40回開催、貸切バス事業者の運行管理者等4066人※1が受講。

(受講率79%)

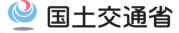
街頭指導 : 全国61か所の観光施設駐車場等で実施、のべ531車両に対して法令遵守状況を確認。

※¹受講対象者数5166名。

※²指導内容は3車両ともに軽微なもの(車内表示不備(運転者氏名の不記載)等)

<u>街頭指導において重大な法令違反は確認されなかった</u>ものの、本年度以降も事業者講習会・街頭指導といった 取組を通じて、引き続き貸切バス事業者の安全対策に係る取組を促進させていく予定

(3)安全安心なバス運行を誓う集い



概要

- ○軽井沢スキーバス事故の教訓を未来永劫忘れることなく、「祈りの碑」をシンボルに安全安心なバス運行を被害者・被害者遺族及びその関係者とともに誓い合うことを目的として開催。
- ○令和4年1月15日に第1回目の「安全安心なバス運行を誓う集い」を開催し、木村 国土交通大臣政務官による慰霊碑への献花等を行っている。
- ○令和4年9月10日に第2回目を開催、事業者に対して安全安心なバス運行を啓発するためのチラシ配布等を実施。

第1回(令和4年1月15日)活動内容

〔活動内容〕

- ○祈りの碑前での献花・黙祷
- ○安全安心なバス運行の実現に向けた、遺族会・行政・業界3者間での 意見交換

〔出席者〕

遺族会: 1.15サクラソウの会

行 政 : 国土交通省(木村大臣政務官 他)

軽井沢町長、軽井沢警察署長

業 界:日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会



献花の様子(木村大臣政務官)



意見交換の様子

第2回(令和4年9月10日)活動内容

〔活動内容〕

- ○祈りの碑前での献花・黙祷
- ○バスの安全運行を啓発するためのチラシを貸切バス事業者へ配布
- ○遺族会・行政・業界の関係者間懇談会

〔出席者〕

遺族会: 1.15サクラソウの会

行 政 : 国土交通省(自動車局、観光庁、総合政策局)

軽井沢町長、軽井沢警察署長

業界:日本バス協会、日本旅行業協会、全国旅行業協会

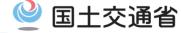


配布チラシ



チラシ配布の様子

(4)貸切バス事業許可の更新制の導入

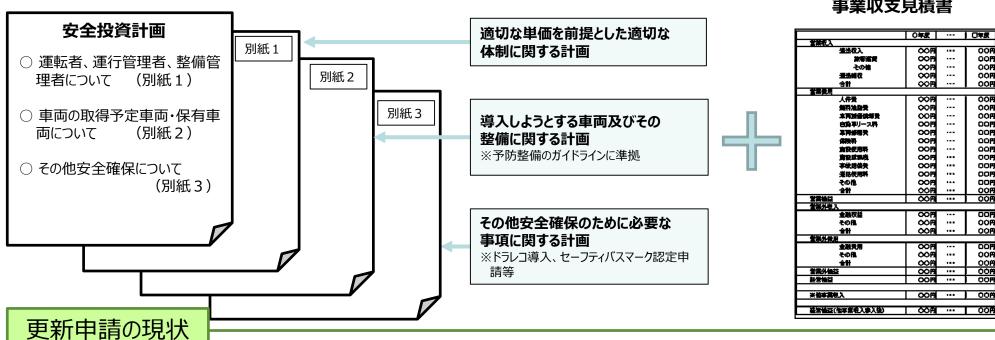


- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。

H29.4~

00A 00A 00A 00A 00A

00A 00A

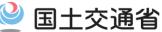


事業収支見積書

- 令和3年度末までに**更新期限を迎える4,068者のうち**、令和4年3月31日時点で3,005者が更新許 可を受けており、事業廃止や申請辞退等により退出した事業者は700者。残りの363者については、更新 許可基準を満たす者であるかどうか、審査中。
- 更新制の導入により、**更新期限を迎える事業者のうち約2割が退出**している。

| | 更新 | \sim H30.3 | ∼H31.3 | ∼R2.3 | ∼R3.3 | ~R4.3 |
|---------|---------------------|--------------|---------------------------------------|----------|----------|--------------|
| | 退出事業者数(累計) | 88者 | 173者 | 285者 | 482者 | 700者 |
| <参考>更新時 | — 期を迎えた事業者数(累計): | (810者) | ····································· | (2,230者) | (3,231者) | (4,068者) |

(5)貸切バス適正化機関の巡回指導の実施状況

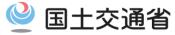


- 平成29年8月から巡回指導を順次開始し、令和元年度までは貸切バス適正化機関の体制整備の進捗に合わせて順調に推移してきたところ。
- 令和2年度の巡回指導の実施率は、新型コロナウィルス感染症のまん延防止の観点から巡回指導を控えたことなどの影響により、対令和元年度比約80%に留まった。
- 〇 令和3年度は、一部地域において緊急事態宣言等による影響が見られたものの、実施計画を見直すことなどにより、全ての地域において原則年1回の国の監査対象を除く全ての営業所に 対する巡回指導を実施した。

| ブロック | 名称 | 代表者 | 管内 | 令和3年度の負担金 | | | 巡回指導件数 | /通報件数※ | | |
|------|-------------------------|------------------------|--------------------------------------|--|---|--|------------------|-----------------|------------------|----------------------------------|
| フロック | 石 柳 | 10.夜白 | 事業者数等 (R3.2.1現在) | 71年度の貝担面 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 累計 |
| 北海道 | (一社)北海道貸切バス 適正化センター | 佐藤 馨一 (北海道大学名誉教授) | 事業者 215 営業所 310 車 両 2,741 | 1営業所あたり54,250円、 1両あたり4,090円の併用 | 69件 | 186件 通報:1件 | 229件 | 100件 | 260件 | 844件 通報:1件 |
| 東北 | (一財)東北貸切バス 適正化センター | 北村 治 (前宮城県バス協会専務理事) | 事業者 344 営業所 500 車 両 4,776 | 1営業所あたり42,000円、 1両あたり5,500円の併用 | 86件 通報:3件 | 248件 | 328件 | 124件 | 443件 | 1,229件 通報:3件 |
| 関東 | (公財)関東貸切バス 適正化センター | 根本 敏則 (敬愛大学教授) | 事業者 1,169 営業所 1,648 車 両 14,038 | 1営業所あたり83,710円、 1両あたり12,750円の併用 | 386件 | 917件 通報:1件 | 1,213件 通報:7件 | 1,354件 通報:4件 | 1,382件 通報:5件 | 5,252件 通報:17件 |
| 北信 | (一社)北陸信越貸切バス 適正化センター | 佐々木桐子 (新潟国際情報大学准教授) | 事業者 252 営業所 325 車 両 2,966 | 1事業者あたり21,510円、 1営業所あたり33,360円、 1両あたり3,660円の併用 | 89件 通報:1件 | 136件 通報:3件 | 211件 通報:2件 | 135件 通報:1件 | 274件 通報:1件 | 845件 通報:8件 |
| 中部 | (一財)中部貸切バス 適正化センター | 加藤 博和 (名古屋大学大学院教授) | 事業者 338 営業所 488 車 両 5,320 | 1営業所あたり26,950円、 1両あたり2,460円の併用 | 127件 | 275件 | 215件 通報:1件 | 64件 | 436件 | 1,117件 通報:1件 |
| 近畿 | (一財)近畿貸切バス 適正化センター | 桝元 政明 (元大阪バス協会会長) | 事業者 433 営業所 615 車 両 6,190 | 1営業所あたり40,000円、 1両あたり4,000円の併用 | 71件 通報:1件 | 267件 通報:2件 | 284件 通報:4件 | 190件 | 406件 | 1,218件 通報:7件 |
| 中国 | (一社)中国貸切バス 適正化センター | 三井 正信 (広島大学大学院教授) | 事業者 286 営業所 395 車 両 2,965 | 1営業所あたり53,500円、 1両あたり4,700円の併用 | 88件 | 190件 通報:1件 | 240件 通報:1件 | 130件 | 343件 通報:4件 | 991件 通報:6件 |
| 四国 | (一社)四国バス協会 | 清水 一郎 (愛媛県バス協会会長) | 事業者 131 営業所 159 車 両 1,311 | 1営業所あたり100,000円 | 70件 | 58件 | 63件 | 146件 | 135件 | 472件 |
| 九州 | (一社)九州貸切バス 適正化センター | 辰巳 浩 (福岡大学工学部教授) | 事業者 412 営業所 568 車 両 5,060 | 1営業所あたり44,930円、 1両あたり5,060円の併用 | 89件 通報:2件 | 295件 通報:6件 | 334件 通報:2件 | 276件 通報:1件 | 498件 | 1,492件 通報:11件 |
| 沖縄 | (一社)沖縄県バス協会 | 小川 吾吉 ((株)琉球バス交通社長) | 事業者 61 営業所 76 車 両 1,019 | 1営業所あたり100,000円、 1両あたり5,000円の併用 | 27件 通報:1件 | 58件 | 51件 | 29件 | 59件 | 224件 通報:1件 |
| 全 国 | | | 事業者 3,641 営業所 5,084 車 両 46,386 | | 1,102件 通報:8件 ^(うち、退出4件) | 2,630件 通報:14件 ^(うち、退出7件) | 3,168件 通報:17件 | 2,548件 通報:6件 | 4,236件 通報:10件 | 13,684件 通報: 55件 (うち、退出25件) |

※通報件数は、巡回指導を行った事業者のうち、国の監査対象(指導拒否、緊急を要する重大違反の確認、改善項目の未改善又は未報告)となる事業者数を計上。 ※累計、退出件数は、令和4年3月31日現在。

(6) 運賃・料金の下限割れ防止対策の実績



国土交通省の自動車部局と観光部局の連携(貸切バス事業者及び旅行業者の相互通報)

- ○平成24年4月に発生した関越道ツアーバス事故を受け策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」(平成25年4月)に基づき、貸切バス事業者に下限割れ運賃により道路運送法の違反があった場合、国土交通省の自動車部局から観光部局に対して通報。
- ○軽井沢スキーバス事故を受けて、平成28年1月から観光部局から自動車部局への通報も実施(相互通報化)。

| 通報者→処分者 | | 通報・処分の実績 ※通報には、複数の事業者が含まれることがある。 |
|------------|--------------|-------------------------------------|
| | 令和2年度 | 通報 15件 → 処分 2件、処分なし 2件、調査中11件 |
| 自動車部局→観光部局 | 令和3年度 | 通報 2件 → 処分 0件、処分なし 1件、調査中 1件 |
| | 累計(平成28年1月~) | 通報173件 → 処分58件、処分なし47件、調査中68件 |
| | 令和2年度 | 通報 1件 → 処分 0件、処分なし 1件、調査中 0件 |
| 観光部局→自動車部局 | 令和3年度 | 通報 0件 → 処分 0件、処分なし 0件、調査中 0件 |
| | 累計(平成28年1月~) | 通報105件 → 処分19件、処分なし87件、調査中 1件 |
| | | (令和4年3月31日現在) |

貸切バスの運賃・料金、手数料の通報窓口

- ○軽井沢スキーバス事故を受け策定された総合的とりまとめに基づき、運賃の下限割れ等について自動車部局の通報窓口及び専門家からなる貸切バス ツアー適正取引推進委員会の通報窓口を設置(平成28年8月)。
- ○運賃・料金に関しては自動車部局が、手数料に関しては貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口が担当し、関係部局と連携。

| 通報窓口 | | 通報・処分の実績 ※通報には、複数の事業者が含まれることがある。 |
|------------------|--------------|--|
| | 令和2年度 | 通報 26件 → 処分 4件、処分なし 22件、調査中 1件 |
| 自動車部局 | 令和3年度 | 通報 33件 → 処分 1件、処分なし 31件、調査中 5件 |
| | 累計(平成28年8月~) | 通報304件 → 処分24件、処分なし314件、調査中 6件 |
| | 令和2年度 | 通報 4件 → 処分 0件、処分なし 4件、調査中 0件 |
| 貸切バスツアー適正取引推進委員会 | 令和3年度 | 通報 2件 → 処分 0件、処分なし 2件、調査中 0件 |
| | 累計(平成28年8月~) | 通報 65件 → 処分 0件、処分なし 65件、調査中 0件 |
| | | (令和4年3月31日現在) |

(7) 旅行サービス手配業に係る規制の運用状況



背景

- 旅行サービス手配業者(いわゆるランドオペレーター)に旅行手配を丸投げすることにより、<u>安全性が低下する事案の発生</u>。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした<u>土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態</u>があり、是正が 必要。

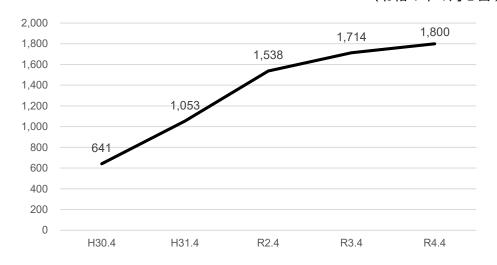
旅行業法の改正

※平成30年1月4日施行

- ① 旅行サービス手配業者の登録制を創設(第23条)
- ② 旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者(※)の選任を義務づけ
 - (※:研修及び効果測定にて資格取得) (第28条第1項)
- ③ 管理者に対して定期的な研修受講の義務付け(第28条第6項)
- ④ 書面交付を義務付け (第30条)
- ⑤ 違法な営業を行っている土産物店への連れ回し等禁止事項を明示(第31条、32条)→(施行規則第52条)
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の処分・罰則を整備(第36条、第37条、第74条等)

旅行サービス手配業者の登録状況

登録者数 1,800者 (令和4年4月1日現在)



旅行サービス手配業者の処分状況

○ 貸切バスの運賃の下限割れ違反等に関与した疑いのある 旅行サービス手配業者の情報を把握した場合、登録行政庁 である都道府県に情報提供し、適切な対応を依頼。



○ 令和2年度に3事業者に業務停止命令を実施

(8)運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について(運輸審議会答申(平成29年7月))



国土交通省

審議内容

- ◆ 自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性
- ◆ 未だ取組の途上にある事業者への対応と取組の深化を促進する必要性
- ◆ 効果的な評価実施のための国の体制強化の必要性 等

答申内容

自動車輸送分野における措置

貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

- 今後5年間(平成29年度~令和3年度)で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認
- 貸切バス事業者が行政処分を受けた場合、認定された事業者による運輸安全マネジメント評価を事業許可更新の要件化

自動車輸送分野における取組を促進するための方策

- トラック事業者、タクシー事業者の適用範囲を拡大 (300両以上保有 → 200両以上保有)
- > 努力義務事業者に対する各種インセンティブの付与

全分野共通の措置

運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- ▶ 事業環境や社会環境の変化(職員の高齢化、自然災害・ テロ・感染症等の新たなリスク等)に対し、経営トップの認識と 組織全体としての対応を促進
- ▶ 運輸安全マネジメント評価における重点確認事項の拡充
- 安全統括管理者会議の創設
- 国土交通大臣表彰制度の創設
- 中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進

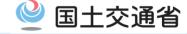
国の体制の強化

▶ 評価を実施する国の職員の人材育成の強化

情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用

➤ ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩等の情報通信技術 活用の検討

(9)貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価の重点的実施



・令和3年度までに全ての貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を計画的に実施。

〇貸切バス事業者に対する評価の実施状況について(2022(R04)年3月末現在)

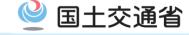
| | 計画合計 | 2016 (H28) 年度末までの 実施合計 | 2017(H29) 年度 | 2018(H30) 年度 | 2019(R01) 年度 | 2020(R02) 年度 | 事業廃止 | 202 | 1 (R03) | 年度 |
|------------------------|------------|------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|-----------|----------|------------|
| | ※ 1 | 実施済 | 実施 | 実施 | 実施 | 実施 | ※ 2 | 実施 | 事業 休止 | 事業廃止 ※3 |
| 未実施事業者への評価実施数 | 4, 144 | 750 | 784 | 743 | 567 | 294 | 493 | 336 | 14 | 162 |
| 年度末時点の 未実施残 事業者数 | | 3, 394 <全体実施率> | 2, 610 <37.0%> | 1, 867 <54.9%> | 1, 300 <68.6%> | 1, 006 <75.7%> | 513 <87.6%> | 1 <99.989 | 6> | ※ 4 |

※1:2016(H28)年1月末の全事業者数

※2:※1から2020(R02)年度末までの廃止事業者数

※3:※2から2021(R03)年度末までの廃止事業者数

※4:代表者の交代のため、2022(R04)年6月に評価を実施した。



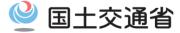
貸切バス事業者評価から得られた小規模事業者の運輸安全マネジメントの留意点

- 必ずしも経営基盤が安定していないため、安全投資、安全管理体制の確保が懸念される。
- 経営トップと安全統括管理者を兼職している事業者が多く、多面的な判断の欠如が懸念される。
- 参入から日の浅い事業者は、事故・トラブルの経験不足により対応能力が不足している可能性がある。
- 年間の事故件数が少ないため、<u>自社に内在するリスクが安全重点施策へ反映されない</u>おそれがある。
- ・ <u>運輸安全マネジメント制度の理解不足</u>から、内部監査やマネジメントレビューが十分になされず、<u>取組の効</u> <u>果把握や見直し改善が不十分</u>となるおそれがある。

上記留意点の活用

<u>今後、これらの評価を通じて得られた知見を、より多くの事業者、特に小規模事業者の安全管理体制の底上</u> <u>げに活用していきたい。</u>

(11)ドライバー異常時対応システムについて



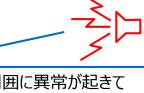
- ドライバーの異常に起因する事故が年間300~400件発生。
- 国土交通省では、ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合に異常を検知し車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時 対応システム」の開発・実用化・普及を促進するため、産学官連携により当該システムの設計における指針を示すガイドラインを策定 (基本型、発展型(高速道路版)、発展型(一般道路版))。
- なお、2018年7月には、運転手や乗客が非常停止ボタンを押す方式、2019年7月にはシステムが自動で異常を検知する方式で、 異常時に車両を減速して停止させるシステムを搭載した大型観光バスの販売が開始。
- 2021年に国内メーカーが販売するバスの9割以上(自動検知式は1割程度)にドライバー異常時対応システムが標準搭載。

異常検知

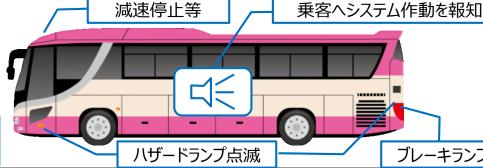
- ○運転手、乗客がボタンを押す
- 〇システムが自動検知



自動制御



周囲に異常が起きて いることを報知



自動制御

ブレーキランプ点灯

異常検知

1. 押しボタン方式

- ○運転者による押しボタン
- ○乗客による押しボタン



○システムがドライバーの姿勢 崩れ、閉眼状態、ハンドル 操作の有無等を監視し、 異常を検知





日野自動車HPより



日野自動車HPより

1. 単純停止方式

徐々に減速して停止(操舵なし)

車線内停止方式

車線を維持しながら徐々に減速し、

車線内で停止

(操舵は重線維持のみ)

3. 路肩等退避方式

車線を維持しながら徐々に減速し、 可能な場合、車線変更しつつ、 路肩等に寄せて停止

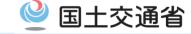
基本型のガイドライン策定 (2016年3月)、 2018年7月搭載車販売開始

発展型(路肩等退避型) 高速道路版のガイドライン 策定 (2018年3月)、

技術開発段階(搭載例なし)

停止回避場所を避ける機能を追 加した発展型(路肩等退避 の一般道路版のガイドライン 策定(2019年8月)

(12) ASV技術の普及促進策(補助制度、税制特例、保安基準)



事故時の加害性が高い大型車(トラック、バス)を中心に、ASV技術の普及を促進するため、導入補助 (平成19年~)、税制特例(平成24年~)、保安基準による義務付けを実施

○保安其淮による義務付け

| () 体文を中にある | | | |
|-----------------------|--------------------------|---------------|-------------|
| 対象 | 衝突被害軽減ブレーキ ・車両安定性制御装置 | 車線逸脱警報装置 | 側方衝突警報装置 |
| 車両総重量 | (新型)平成26年11月~ | (新型)平成29年11月~ | (新型)令和4年5月~ |
| 22t超のトラック | (継続)平成29年9月~ | (継続)令和元年11月~ | (継続)令和6年5月~ |
| 車両総重量 | (新型)平成28年11月~ | (新型)平成30年11月~ | (新型)令和4年5月~ |
| 20t超22t以下のトラック | (継続)平成30年11月~ | (継続)令和2年11月~ | (継続)令和6年5月~ |
| 車両総重量 | (新型)平成30年11月~ | (新型)平成30年11月~ | (新型)令和4年5月~ |
| 8t超20t以下のトラック | (継続)令和3年11月~ | (継続)令和3年11月~ | (継続)令和6年5月~ |
| 車両総重量 | (新型)令和元年11月~ | (新型)令和元年11月~ | |
| 3.5t超8t以下のトラック | (継続)令和3年11月~ | (継続)令和3年11月~ | |
| 車両総重量 | (新型)平成26年11月~ | (新型)平成30年11月~ | (新型)令和4年5月~ |
| 13t超のトラクタ **1 | (継続)平成30年9月~ | (継続)令和2年11月~ | (継続)令和6年5月~ |
| 車両総重量 | (新型)平成26年11月~ | (新型)平成29年11月~ | |
| 12t超のバス | (継続)平成29年9月~ | (継続)令和元年11月~ | |
| 車両総重量 | (新型)令和元年11月~ | (新型)令和元年11月~ | |
| 5t超12t以下のバス | (継続)令和3年11月~ | (継続)令和3年11月~ | |
| 車両総重量 | (新型)令和元年11月~ | (新型)令和元年11月~ | |
| 5t以下のバス ^{※2} | (継続)令和3年11月~ | (継続)令和3年11月~ | |

- ※1:側方衝突警報装置については、車両総重量8t超のトラクタより対象
- ※2:車両総重量5t以下のバスに係る車両安定性制御装置は、(新型)平成27年9月~、(継続)平成29年2月~

○補助制度 ※令和4年度

(自動車事故対策費補助金8 79億円の内数)

| | <u> </u> | (口划十分以外员) | - 10.1 3 - 5 1 3 20 | |
|---|--|-----------------------|---------------------|----------|
| | 補助対象装置 | 補助対象車種 | 補助率 | 補助上限額 |
| 1 | 衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き) ※歩行者検知機能付きのものに限り補助対象 | ・3.5トン超のトラック ・バス | | 100,000円 |
| 2 | ・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置※ ・車線維持支援制御装置 ※車線逸脱警報装置はタクシーのみ対象 | ・トラック ・バス ・タクシー | | 50,000円 |
| 3 | ドライバー異常時対応システム | ・トラック ・バス ・タクシー | | 100,000円 |
| 4 | 先進ライト | ・3.5トン超のトラック ・バス | 1/2 | 100,000円 |
| ⑤ | 側方衝突警報装置 | ・3.5トン超のトラック ・バス | | 50,000円 |
| 6 | 統合制御型可変式速度超過抑制装置 | ・バス | | 100,000円 |
| 7 | アルコール・インターロック | ・トラック ・バス ・タクシー | | 100,000円 |

- ※補助対象車種のトン数表記は、車両総重量を示す。
- ※1車両あたり複数の装置を装着する場合にあっては、1車両当たり上限150,000円(バスは300,000円)
- ※中小企業者に限る. 但し、貸切りバス事業者に限り大企業も対象 その場合の補助率、補助上限額は次の通り 補助率:1/3 補助上限額:①67,000円②33,000円③67,000円④67,000円⑤33,000⑥67,000円⑦67,000円

○税制特例 ※会和3年度税制改正

| O DO 1/2 1/2 IV | | | | | | |
|-----------------|--|--------|---------------|--|--|--|
| | 特例の内容 | 自動車重量税 | 自動車税(環境性能割) | | | |
| 1装置装着 | 側方衝突警報装置(BSIS) | 25%軽減 | 取得価格から175万円控除 | | | |
| 2装置装着 | 衝突被害軽減ブレーキ(AEBS) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 50%軽減 | 取得価額から350万円控除 | | | |
| 3装置装着(AEBS- | +EVSC+LDWS) | | | | | |
| 4装置装着(AEBS, | EVSC, LDWS, BSIS) | 75%軽減 | 取得価額から525万円控除 | | | |

| 対象自動車 | | 対象期間 | | |
|-------|--------|-----------|-------------|--|
| 車種 | 車両総重量 | 自動車重量税 | 自動車税(環境性能割) | |
| トラック | 3.5トン超 | 令和3年5月1日~ | 令和3年4月1日~ | |
| バス | 12トン以下 | 令和6年4月30日 | 令和5年3月31日 | |

※各種車種・重量区分毎に対象期間、税率等が異なる。

衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)







先進ライト



側方衝突警報装置



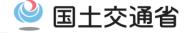
統合制御型可変式 速度超過抑制装置



アルコール・ インターロック

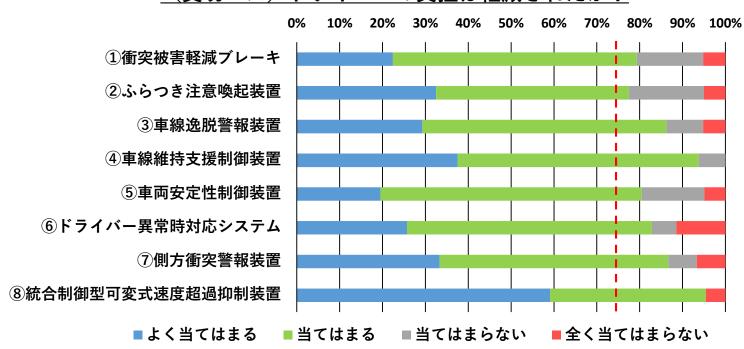


(13) ASV技術ごとのドライバーからの評価



- 補助対象のASV技術について、計62名の貸切バスのドライバーにアンケートを実施した。(2020年度)
- ドライバーの負担軽減の観点で、4段階の評価を技術ごとに集計した。
- 全ての機能において、75%以上のドライバーが負担が軽減されたと感じていることが確認された。

(貸切バス) ドライバーの負担は軽減されたか?



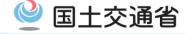
「軽減された」理由一例

- 実際に作動して事故を防いだ(③、④)
- 自身の運転時のくせなどが分かる(③)
- ▶ 万が一の保険として精神的負担が軽減された(全機能)

「軽減されなかった」理由一例

- ▶ 危険が想定されない状態でも過敏に反応してしまい、運転 上のストレスになったり、警告音が大きく乗客を不安にさせた りする。(特に①、③、⑦)
- ▶ いたずらでボタンを押されないか不安(⑥)

(14)シートベルト非着用時の二次被害への対策について



• シートベルトを着用していない場合、先進安全技術による急制動などにより二次被害が発生する可能性がある。

〇 先進安全技術の作動時にシートベルト非着用により二次被害が発生した事例

【発生時の状況】

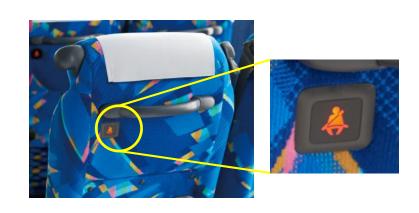
交差点で停車後、青信号にかわり前の乗用車が左折をしてその脇を直進しようと進んだところ<u>、自動ブレーキが作動してバスが急停車した</u>。案内をしたが誰も申告がなかったのでそのまま運行を続けたが<u>バスセンターで降車の際に顔をぶつけたと1名が申告してきた</u>。

【事故時の映像データから読み取れる情報】

同列の左右対称の位置に着席していた乗客はシートベルトを着用しており、AEBS作動時には、シートベルトにより身体の前方への飛び出しが軽減されていることに対して、怪我をした乗客はシートベルトを着用していなかった。

〇 バス事業者におけるシートベルト着用推進に向けた取組

- シートベルト着用を呼びかけるポスターを車内に掲示
- サイネージにシートベルト着用呼びかけを表示
- 出発前に安全案内DVDを放映
- 客席シートベルト警告灯をオプション装備として搭載



客席シートベルト警告灯